

（3）生活指導・進路指導

ア 生活指導

学校環境適応感尺度を活用し、生徒の心情を理解するとともに、よりの確に人間関係を把握して望ましい集団づくりを行うことによって、いじめ等の未然防止を図る。そして、心の触れ合いを大切にした指導を行い、組織的にいじめの早期発見・早期対応を行う。

特に、コロナ禍にあっても様々な体験的な学習活動の機会を可能な限り充実させ、人間としての生き方についての考えを深める指導機会とし、指導の実効性を向上させる。

イ 進路指導

自己の将来に対する目的意識を育て、生涯にわたって学習を継続しようとする意欲や、自己の能力や個性を生かして進路を主体的に選択する能力を育てる。そのために進路情報の収集や活用に係る体験的な学習（上級学校訪問等）を推進する。

令和4年度に本校が育成を目指す資質能力として「前に踏み出す力」に重点を置くという方針に基づき、進路指導においては、キャリア教育の基礎的・汎用的能力のうち、主として「課題対応能力」の育成に重点を置く。

（4）特別な配慮を必要とする生徒への指導

ア 学校全体としての指導

（ア）特別支援教育の充実に関わること

清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）に基づき、養護教諭やスクールカウンセラーを含めた教育相談及び校内委員会により、組織的な教育指導を行う。

また特別支援教育コーディネーターの複数配置及び就学相談員との協働により、保護者の思いを受け止めた教育相談を推進する。特別支援学級と通常学級との交流活動を積極的に推進する。

（イ）帰国生徒や外国人生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

生徒の実態に即し、日本語講師と連携して対応に当たる。子ども家庭支援センターなどの機関との連携を図る。

（ウ）不登校生徒への配慮に関わること

専門家の助言を得ながら、個々の生徒や家庭の実情を含め、しっかりとアセスメントを行い、外部機関と連携して対応する。

イ 特別支援教室における指導及び配慮事項

（ア）自立活動

対象児童・生徒の障害の状態等の把握に基づいて、通常の学級での状況や必要となる特別の指導の内容や時間等を検討し、指導内容・方法を創意工夫しながら自立活動を行う。

開室日以外の日の特別支援教室専門員や巡回時の臨床発達心理士との連携を密にするとともに、在籍学級担任との面談や当該生徒保護者との面談を定期的実施する。

（イ）配慮事項

入室退室判定に当たっては、指導目標（退室目標）を明確にし、特別支援教育コーディネーターを要とした校内委員会の機能を十分に発揮させ、情報の整理や活用に努める。